

# 養父市農業委員会

## 第31回会議録

令和7年4月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第31回会議録

1. 開催日時 令和7年4月24日（木曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第100号 非農地証明交付申請の承認について

議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第102号 養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則の改正について

### 報告事項

報告① 農地の現況転換について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

報告④ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 協議事項

令和7年度最適化活動の目標の設定等

### 4. 出席農業委員（13名）

1番 谷垣重俊

3番 藤原健次

4番 坂本光

5番 前川章

6番 濱田房子

7番 珍坂聡

8番 圓山満

9番 山根達夫

10番 藤原義幸

11番 木下計介

12番 秋山博

13番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員（1名）

2番 吉村英之

### 6. 出席推進委員（9名）

14番 小林誠

15番 内田重雄

16番 齋藤隆之

18番 谷村昭雄

19番 藤本浩一郎

20番 栗田匡晃

23番 宇佐見孝一

24番 井上勝雄

25番 米田渡

### 7. 欠席推進委員（2名）

17番 荒木奈見

22番 上垣美由紀

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 城戸 優臣

主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまより第31回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、御苦勞さんです。午前中より現地確認、大変御苦勞さんでした。  
皆さんもこれからまた畑仕事、そして農作業、稲作作りが大変な時期になってまいりました。

昨日、一昨日ですかね、天気予報の長期予報では、3か月、また今年は去年より少し暑いというふうに言っておりました。また皆さんも体には十分気をつけて、農作業をしてもらいたいと思います。

そしてまた、今のお米の値段ですけど、米不足ということがあって、これ、また今年も同じように米不足というのが夏から秋にかけてもずっと騒がれるんじゃないかと思います。個人的には、今の米価高騰というか、米の値段は決して、僕は当たり前というか、もっと高くてもいいんじゃないかというふうに思っております。それも皆さんが一生懸命作ってもらって、いいお米を出してもらって、また皆さんでこの、先の話ですけど、秋になったら食味会を頑張ってもらいたいと思います。

それでは、皆さん、また本日も慎重審議、申請のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

事務局 : それでは、最初に、会議の成立について報告をさせていただきます。本日、出席、農業委員13名中、12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立となります。

なお、農地利用最適化推進委員9人の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行は、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。

山根会長、よろしくお願ひいたします。

議長 : それでは、始めさせていただきます。

養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、4番の坂本農業委員と5番の前川農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第100号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 : 失礼します。資料1ページを御覧ください。

まず、1番、八鹿町八鹿の土地2筆で、面積が333平方メートルです。所有者は大阪府寝屋川市の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは2ページから6ページまでとなっております。

続きまして、2番、大谷の土地1筆で、面積が90平方メートルです。所有者は奈良県奈良市の方で、非農地の事由としましては、平成10年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは7ページから11ページまでとなっております。

続いて、3番、八鹿町下網場の土地1筆で、面積が18平方メートルです。所有者は京都府長岡京市の方と大阪府大阪市の方で、非農地の事由としましては、昭和53年頃から宅地化していたが、地目が田のままであり、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは12ページから17ページまでとなっております。

説明については以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝ほどから現地確認に行つてまいりました。

場所は2ページ、3ページの航空写真と位置図を見てもらったら分かるんですけども、八鹿高校のグラウンド側、町内から出てきた信号のところに当たる土地になります。

その次の4ページ、字限図を見ていただいたら、申請地が赤枠で囲ってあります。

始末書にもありますように、昭和50年頃からこういう状況になっていまして、それで、既に現在、1291番の3はもう既に駐車場として利用されています。もう1件の1291の9のほうは15平方メートルほどで、始末書にもあるように、開発途中で残った残地ということになりますので、既に、15平方メートルほどで、細長いもので、とても耕作するというにはいかないと思いますので、現況に合わせて申請いたします。お願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今、担当委員のほうからも説明がありましたが、今朝ほど現地を見させていただきました。

5 ページのところの写真を見ていただきたいと思いますが、皆さんよく通られる道のすぐ横で、そこに看板が、立っておりますが、そこから赤い車が止まっているところまで。ふだん、ここはもうずっと前から駐車場のような形で使用をされていた土地でありまして、ここを畑等に戻すってというようなことは、できる状況ではないということでもあります。今日も持ち主の方が来られていましたが、もうかなり高齢化されておられて、とてもここを畑をしてできるような状況ではないというようなことで、今後は、非農地が承認をされたら、また今までと同じような形で、駐車場というような形で使用されるかどうかはちょっと分かりませんが、戻せるような状況ではないということでもあります。

それから、もう一つのほうの1291番の9のところにつきましては、ここも字限図のところを見られたら、1291の8のところは別の方が所有しとられるそこに、名前は申し上げませんが、そこも草が生えておって、田んぼというような状況ではなしに、もう荒れてしまっているような状況になっておりますし、それから、1291番の9のところも、今の別の持ち主の方のすぐ横というようなことで、とても畑に戻せるような状況ではないということでありました。

申請のとおり、非農地にして問題はないというふうに思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： すみません、先ほど両委員さんが言われたように、大変詳しく説明していただいて、そのまま問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第100号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大谷の件について、担当農業委員より説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。7ページの航空写真を御覧いただきたいと思います。まず、場所ですが、養父市大谷ということで、ナカバヤシの関宮工場があります。その少し西側に旧国道が走っております。この西側で、また現在の国道とこの市道が交差するところのすぐ手前から、そのすぐ入ったところなんですが、目印みたいなものがあまりないので分かりにくいんですが、10ページを今度御覧いただきたいと思います。

この501-1ということで囲ってあるところですが、この始末書を見ますと、平成10年頃より畑として利用していなくというふうには書いてあるんですが、実際には、現在所有されておられる方は、ここに住んでおられた方の孫に当たる方で、もうこの家に来たことがあるかないかみたいな、そういう人で、はっきりとは多分、この平成10年頃よりというのが分からないんじゃないかと思うんです。

私もここはよく通る道路ですが、ここが畑で、物を栽培したりとかそういうようなことを事実上見たこともないというほど、以前から笹がもう生えてしまって、農地にできるような状態じゃない頃からしか私らも気がついていませんが、ここが、現在は住んでおられないんですけど、帰省されたときの駐車場として今、碎石が入っているわけですが、このたび、この家が空き家バンクに登録しておいたら、買ってくれる人が見つかったということで、非常に若い世代の人で、まだ子供さんが小学校に上がるまでみたいな子供さんがおられる3人家族がここに入ってくれるということで、それで、いろいろと手続をしようとしたら、ここがまだ農地であったということに気がついて、こういう申請をされているんですが、先ほど言いましたように、以前から笹が生えてしまって、そこを刈り取って、ですから、根は張っているから割と入れたんだと思うんですが、そこに碎石を敷いて現在に至っているということで、これを農地に戻すとかいうようなことはとても考えられませんので、非農地として申請どおりに扱ったらいいいというふうに思っております。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 失礼します。3番、藤原です。先ほど、地元の農業委員の方が詳しく説明がありましたとおりです。

ちょっと10ページの写真ですね。建屋があるこの辺を、売却できるというようなことで、その横の501-1が畑でしたかね、そういう状態であったんですけど、碎石が入ったりして、元に戻すようなことができないというふうに思いますので、申請どおりに一つよろしく願います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

23番、宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。今、2人の委員さんが言われたように、承認相当やと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第100号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町下網場の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。13ページを見ていただいたら位置図が分かると思いますけども、八鹿病院の西口入り口ですか、西口駐車場のすぐ近くになります。

現況写真、15ページを見ていただきましたら、赤い枠で囲ってある、これ、建物とブロック塀ですか、の間のところで、奥まで入っているところであります。これ、昭和53年ですか、買われて、その後、土地を広げて、奥のほうに物置のようなものを造ったりして、勝手にというか、土地を広げてしまったということであります。とても畑にというか、原状復帰は難しいと思いますので、申請をお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝ほど、現地を見させていただきました。今も担当委員さんのほうから説明がありましたように、15ページの写真を見ていただきましたも、もうブロック塀が積んでありますし、その左手の家がもう亡くなられた方のおうちとして最近まで使われていたっていうことでもあります。今回、この農地の非農地っていうことの申請を出されて、また今後どういようにこの土地を処理していくかっていうようなことについては、また御検討されると思い

ます。問題はないというふうに思います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： すみません、先ほど農業委員さんが説明されたとおりで、別に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第100号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第101号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 18ページを御覧ください。議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市小城の土地1筆、面積は996平方メートルです。譲渡人は明石市の方、譲受人は養父市三谷の株式会社です。譲受人は造園業を営む会社で、事業拡大に伴い、申請地の隣接地に事務所を移転しましたが、駐車場や資材置場が不足しているため、申請地内に露天駐車場及び露天資材置場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは19から22ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の小城の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地の区域の中でしたが、区域からの除外申請があり、本年2月28日をもって農用地からの除外が完了したため、

農用地区域外となりました。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。

21ページを御覧ください。本日、早朝より現地調査班の皆さん、御苦労様でした。この21ページを見ていただきますと、赤丸で囲まれた緑の三角形の農地が対象の農地となります。場所といたしましては、西側にYタウンがございます。その周りに312号線、北東のほうに上がりますと八鹿方面となります。この三角形の農地なんですが、水色、その緑色の農地の右上に緑の屋根が見えると思います。この場所を現在、倉庫と事務所として使われている方が申請されております。三角形の土地で、耕作、多少しにくいんですが、結構広い土地なので、それまでしっかり耕作されていた土地です。

22ページを御覧ください。22ページの利用図の概況なんですが、南側のほうに青い水路が通っております。これが、この田の周辺の水路になっておりまして、この田は末端の田ですので、この水路を現在使っておりますが、この造成によって何ら影響を受けることがないような設計になっております。

横断面でいうと、BとB'という図がありますが、そこに左側のほうに小さく四角がへこんでるところが水路の印です。左上のほうの横断面です。B、B'という図面になります。

そして、Aの断面になりますと、進入路として広く書かれておりますが、特別周辺農地に影響を与えることはないというふうに感じておりますので、問題ないと思います。

この田の水を落とす場所は、この図面でいうとA'というところ辺りから排水溝がありまして、これも、この田んぼはもう埋め立ててしまっていますが、そのほかには問題ないということを確認しております。

特に問題ないと思います。以上、よろしく申し上げます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今、担当農業委員のほうから説明がありましたように、特に問題はないと思いますけれども、22ページのところの完成図のようなのが描かれています。今もこの土地は、この秋まで稲を作っておられた田んぼでして、まだ稲株が残っているような状況になっております。これから、この許可が出れば工事をされると思いますけれども、この駐車場等に入るところも、進入路っていうのがありますけれども、農道等を活用されてここに入られるんでしょうし、問題はないというように思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。今、御説明があったとおりです。よろしく願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第101号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議長： ありがとうございます。挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第102号「養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則の改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 23ページ、議案第102号「養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則の改正について」ということでございます。

内容につきましては、その次のページを御覧ください。新旧対照表を載せております。これは、ほかにも地域はあるんですけども、関宮地域のみを抜粋しております。このたび、次期改選に向けまして、関宮地域の中で推進委員の担当する地域の見直しということで、山根会長、それから西谷委員さん、それから関係する委員さんの中で御検討いただきまして、今現在のところ、三宅から和多田、尾崎までということに関宮地域①がなっておるわけなんですけども、これを和多田と尾崎を関宮地域の②のほうに改正しまして、自治協単位でいき

ますと関宮地域の①は大谷自治協管内、関宮地域の②は関宮自治協管内という形で見直しをするということで御相談がございまして、このたび改正の規則の提案に至ったということでございます。

なお、出合と熊次の地域については変更はないということでございまして、関宮地域の①と②の改正の提案ということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第102号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①「農地の現況転換について」事務局より説明を求めます。

事務局： 25ページを御覧ください。報告①農地の現況転換についてです。届出番号1番、養父市八鹿町九鹿の土地1筆、面積は375平方メートルです。届出者は養父市大塚の方で、道路より低く、利用しづらい農地を道路並みにかさ上げすることによって、畑として耕作しやすくすることが目的です。関連ページは26ページから29ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当委員の説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。場所は、小佐谷の九鹿に当たるところで、26ページに位置図がありますけども、全天候運動場に上がるほうの2枚目の畑ということになります。

位置図でいいますと、27ページの申請地というところでありまして、現況では、これは道路から2メートルぐらい下がってるんですけども、2メートルも下がってない、ちょっと下がってるんですけども、そこを1メートルぐらいかさ上げて、畑として利用したいということで申請がありました。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど、地元農業委員の方から詳しく説明がありましたとおりで、地元の話によりますと、田んぼの中央の辺はじゅるいというようなことで、トラクターが沈み込むぐらいな場所ということらしいです。で、かさ上げして農地として利用されることが望ましいと思いますので、一つよろしくをお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件は報告事項ですので、異議がなければ申請どおり受付いたします。

続きまして、報告②「農地の使用貸借の解約通知」について、事務局より説明を求めます。

事務局： 資料30ページを御覧ください。

報告②、届出番号1番、奥米地の土地3筆、面積は2,929平方メートルです。貸人、借人とも奥米地の方です。合意解約年月日は令和6年10月31日、土地の引渡しは令和6年11月1日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作します。

届出番号2番、八鹿町八木の土地2筆、面積は4,429平方メートルです。貸人、借人とも八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号3番、八鹿町八木の土地1筆、面積は1,224平方メートルです。貸人、借人とも八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号4番、八鹿町八木の土地2筆、面積は4,300平方メートルです。貸人、借人とも八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上でございます。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありません

か。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： 資料31ページを御覧ください。

報告③、届出番号1番、八鹿町八木の土地1筆、面積は2,507平方メートルです。貸人、借人とも八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号2番、八鹿町八木の土地1筆、面積は2,219平方メートルです。貸人、借人とも八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号3番、八鹿町八木の土地1筆、面積は1,086平方メートルです。貸人、借人とも八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上でございます。

議 長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局： 32ページを御覧ください。報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、藪崎の土地2筆、合計面積が1,578平方メートルです。譲受人は神戸市の方で、譲渡人は大阪府大阪市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月24日、許可日が3月27日となっています。こちらの譲受人の住所が神戸市となっておりますが、現在はこちらの申請地の隣の家に移り住んでおり、農機具も奥様の実家のほうから貸してもらおうということで、水稲をしています。

・ 2番、能座の土地1筆、面積が227平方メートルです。譲受人は能座の方、譲渡人は神奈川県川崎市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月24日、許可日が4月4日となっています。

3番、薮崎の土地7筆、合計面積が2,882平方メートルです。譲受人は薮崎の方、譲渡人は川西市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月24日、許可日が3月31日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明を求めます。

事務局： 報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は養父市場の土地1筆、大薮の土地9筆、合計面積が6,305平方メートルです。申請人は大薮の方です。取得した日が令和7年3月5日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続いて、協議事項に入ります。

「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」協議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局： 内容につきましては、令和7年度最適化活動の目標の設定等ということで、別にお配りさせていただいている資料を御覧いただきたいと思います。毎年、最適化活動の目標の設定を全ての全国農業委員会で行わなければならないとされておりまして、令和7年度の目標ということで、前回の総会の後、運営委員会でも確認をいただきまして、この原案を作成させていただきました。

少し説明させていただきますけども、1ページ目につきましては、委員の人数とか、農家、農地の概要、これは統計等の数値を入れるだけですので、特に検討して入れるものではございません。

次のページを御覧ください。最適化活動の成果の目標ということで、農地の集積でございます。管内の農地1,470ヘクタールということでございます。これまで集積は238ヘクタールとなっております。目標としまして、前年度の新規の集積面積は、農地中間管理事業を活用していただきまして20ヘクタール程度集積がありましたので、今年度につきましても、新規の集積面積を20ヘクタールとしております。今年度末にこれを加えますと258ヘクタールということで、集積率17.6%を目標とするという案でございます。

それから、その次、遊休農地の解消なんですけども、1号遊休農地の面積53.6ヘクタール、緑区分23.1、黄色区分30.5という利用状況調査の結果であります。目標としましては、令和5年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地の5分の1を入れてくださいというふうに説明書きがございますので、これは自動で入る数字で6.7となっております。黄色区分30.5とあるわけなんですけども、黄色区分はほぼ解消が困難な土地ということで、こういったようなところは、非農地判断できる農地は非農地判断をしていくということとしております。緑区分については、解消目標と同じ6.7ヘクタールを目標としますということにしております。

続きまして、次のページの新規参入者ということでございますが、令和6年度、新規参入、4経営体ございまして、4.87ヘクタールの実績があつて、これまでより多く新規の参入があつたということでございます。目標としましては、この過去3年間の目標数値の3分の1を入れるということとしておりますので、1.8ヘクタールという目標をしております。

それから、最適化活動の活動目標は、これが始まった当時から、1人当たり活動日数、月6日を目標としましょうということで、当初からお話をさせていただいているところでございますし、毎月別紙でお配りしておりますカレンダー方式の報告書につきましても、同じように6日を活動しましょうというふうにさせていただいておりますので、それに基づきまして6日とさせていただいております。

また、強化月間につきましては、皆さん、8、9、10月とパトロールに御尽力いただいております。特別、別の月にそういったような強化月間を設けることもないかなと思ひまして、パトロールの時期を強化月間とさせていただいております。これもこれまでどおりということです。

それから、新規参入相談会への参加も年間3回程度というふうにさせていただいておるといふ目標を令和7年度の目標として、農業会議とか県とかに報告をさせていただきたいという案でございます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。  
ちょっと前川さん先に。どうぞ。

前川委員： すみません、5番、前川です。2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1点目、確認なんですけども、集積率、集積面積は、私の認識では、認定農業者、もしくは農業法人、あるいは認定新規就農者に集積されてる面積であったと思うんですが、それは間違いないですかね。

事務局： 農地中間管理事業を活用した面積を基準としておりまして、それにつきましての集積が20ヘクタールということでございます。それ以外の方で農地中間管理事業を活用されている方がほとんどいらっしゃらないので、20ヘクタールで問題はないかなというふうに思っております。

前川委員： 農地中間管理機構を利用したということですか。

事務局： はい、そうです。

前川委員： ということは、認定農業者とかそういうのは関係ないということですか。

事務局： 基本、ここは認定農業者とか担い手の方の集積を入れるところなんですけども、ほぼ農地中間管理事業を新規で活用した方の面積を入れております。ですので、農地中間管理事業、若干集落営農組織の個人の方もある可能性もありますけども、基本的にはそういった担い手の方の面積を入れるということにしております。

前川委員： 要は、ちょっと話が矛盾してる点があるなと思いますのが、3ページ目の(3)番、新規参入促進の中の課題で、新規参入経営体は必ずしも水稻を主とする経営体とは限らないため、面積の集積にはつながらないって書いてるんですけども、集積面積であったり、集積率が水稻が条件であるならば、これは矛盾しないんですけども、私の認識では、水稻が条件ではなかったと思いますので、そうすると、この課題の文言は若干矛盾するのではないかなというふうに思っておるんですよ。

その辺はいかがですかね。

事務局： 国が言っている最終的な目標は、集積率80%に下さいということなんですよ。だけど、実際、この目標を見ていただいたとおり、どれだけ頑張っても今年度いったとしても、せいぜい17%というような状況です。で、国が求めるようなレベルの集積になることは恐らくなかなか困難だと思います。その理由の一つとしてこれを書いているという状況なので、じゃあ、国が求めるような新規参入をどんどん進めていけば集積がどんどん進むんでしょというのが国の考え方なんですけど、そうではありませんよということで、こういう説明書き

を書かせていただいとるという、そういう状況です。

前川委員：　ということは、必ずしも水稲など土地利用型を主とする経営体と、そういう意味ですかね。

事務局　：　そうです。

前川委員：　分かりました。

　あともう1点、1ページ目の、これは前回も聞いたかもしれないですけども、2番の農家、農地などの概要の一番右側の表の上から2番目、認定農業者のその下、基本構想水準到達者、これは何のことですかね。

事務局　：　認定農業者になるためには、5年間の経営目標を立てるということは認定農業者の方は御存じだと思っんですけども、その水準に到達した方がどれだけ今現在おられるかということで、これも国、県の調査がございまして、その調査に基づいて入力をしているという、そういう数値になっています。

前川委員：　ちょっとすみません、ということは、認定農業者候補者のような意味合いですかね。

事務局　：　認定農業者になるためには、申請し認定を受けなければならないが、申請はしていないが同様の経営水準を持っている。そこに到達した方がどれだけいるかという、そういう人数のことです。

前川委員：　分かりました。どうもすみません、ありがとうございました。

議　長：　ほかに質疑はよろしいですか。

（　質　疑　な　し　）

議　長：　質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

　以上で第31回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 坂本 光

署名委員 前川 尊

